

令和7年度橋りょう耐震補強単独事業 小規模橋梁耐震補強予備設計業務

特記仕様書

1. 業務目的

橋梁の耐震補強においては、浜松市橋梁耐震計画に基づき実施しているところであり、橋脚を有する橋や橋長の長く桁高が高い橋梁については、順次耐震化が完了してきている。今後、単径間の橋長が短く桁高の低い小規模橋梁の耐震化を実施していくこととなるが、小規模橋梁においては桁下空間が狭く制約も多いことから、桁下管理者との協議により、実施可能となる耐震方法が大きく変わる。このため、本業務では各橋梁について桁下管理者協議を含む耐震方法の予備設計を実施し、その後に行う詳細設計を円滑に実施することを目的とするものである。

2. 業務内容

1) 業務計画

本業務の目的を把握し、以下に示す業務内容を理解したうえで、業務の概要・実施方針・業務工程・業務組織計画・打合せ計画等について整理し、業務計画書を作成する。

2) 桁下管理者協議資料作成

別紙の対象橋梁について、過年度実施された現地踏査結果(資料貸出)に基づき、各橋梁において、桁下管理者(河川管理者)と橋梁耐震補強工事(縁端拡幅)に必要な協議資料を作成する。なお、橋梁上下流で河川断面が変化している場合は、直上下流断面を含む。

3) 耐震補強予備設計(桁下管理者協議含む)

桁下管理者(河川管理者)との協議により、橋梁耐震補強の設置可否を決定し、実施可能な耐震補強方法を選定する。選定した耐震補強を予備設計結果とし、詳細設計への留意点等を含む申し送り事項を作成する。

4) 報告書作成

設計業務の成果として全体をとりまとめ、報告書を作成する。

5) 打合せ協議

業務着手時・成果品納入時に発注者と打合せ協議を行う。それぞれ、協議内容を整理し、記録簿として提出する。

3. 配置技術者

業務責任者と担当技術者は兼任することができない。

1) 業務責任者は、以下のいずれかの資格保有者を配置すること。

- ・技術士(総合技術監理部門:鋼構造及びコンクリート)
- ・技術士(建設部門:鋼構造及びコンクリート)

2) 担当技術者は、以下のいずれかの資格保有者又は実務経験者を配置すること。

- ・技術士(総合技術監理部門:鋼構造及びコンクリート)
- ・技術士(建設部門:鋼構造及びコンクリート)
- ・RCCM(鋼構造及びコンクリート)
- ・平成 27 年度以降に、国又は地方公共団体が発注した、道路橋の耐震補強設計に従事した実務経験

4. 検査

本業務完了と同時に完了届とともに成果品を納入し、委託者の検査を受けること。

5. 成果品

本業務における成果品は下記のとおりとする。

- 1) 報告書(A4版) 1 部
- 2) 報告書のデータ 1 式
- 3) その他監督員が指示するもの 1 式

6. 秘密保持

受託者は、業務上知り得た行政及び個人の情報に係る秘密を一切漏らしてはならない。秘密保持義務は、本業務終了後も継続する。

7. 疑義

本業務の実施にあたり、本仕様書、関係法令及び規則等に定めがない事項等に疑義が生じた場合、委託者と受託者でその都度協議し、業務が円滑に進むよう努めるものとする。